

## 平成23年度 旭川市・旭川市教育委員会との教育懇談会

---

それでは、本日の教育懇談会までの経緯を簡単に申し上げます。  
各単Pに本日の会議に向けて質問事項・要望事項をあげて頂き、各単Pでまとめて頂きました。

その単Pでの質問事項・要望事項を各ブロックで話し合い協議によりまとめました。  
各ブロックの質問事項・要望事項をPTA連合会常任理事会で精査・吟味致しまして、  
教育委員会および市関係部局に対する質問事項を7つに絞り込みました。

10月7日にこれらの質問事項と要望事項をまとめたものを教育委員会および市教部局に提出してまいりました。

なお各単Pの個別要望事項につきましては、本懇談会の主旨に沿いませんのでまとめさせて頂いております。

本懇談会ではそれに対する回答は有りませんので御了承下さい。

それでは質疑に入りますがその前に質疑7項目ございます。

### 《質問：神居ブロック》

「小1プロブレム」と聞かれて久しいですが、小学校に入学したばかりの小学校1年生が、  
集団行動がとれない、授業中に座って居られない、

話を聞かれない等の状態が数か月継続する状態を言いますが、

その対応に、教育委員会、各小学校の先生方も苦慮されている事と思います。

数年前より、幼保小連携についての研修も始まり、

幼児の小学校就学に向けての体制をとって頂いておりますが、

現在保育園に勤務し、小学校に送る立場の保護者としてお尋ねいたします。

平成20年に保育所保育指針が約8年ぶりに改定されました。

今までに無い、厚生労働大臣の告示ということで、保育指針に書いてある事は、

全てやって下さいという事になりました。

それは、「小1プロブレム」の対策という面もあったようですが、

その中に保育所児童保育要録を作成するとして、小学校入学時に小学校に送付し、  
引継に活用する事になりました。

これ以前は、各園独自の書式や口頭または学校独自の書式に記入するという方法が  
とられておりましたが、これ以降は統一されました。

しかし、児童要録が活用された後も、学校独自の書式を送ってくる現状もあります。

この引継に関して、保育園から多人数の児童が就学する小学校では担当の先生が来園し、

1人しか就学しないをしますが1人2人の場合は特に問題の無い子であれば

児童要録を送付するだけで済みます場合もあります。

4年前に経験した事ですが1人しか就学しない小学校からなかなか引継の話が無く、

問合せたところ1人だから良いと思ったと返答がありました。  
幼稚園では、昔から児童要録が整っており1人しか就学しない場合も必ず担当者が来て引継いでいると聞いており1人1人を大切に作る教育が当然な現在、先生方の多忙な事も理解できますが、「小1プロブレム」の対策として、児童要録の活用や引継の件について教育委員会としての基本方針、施策をお伺い致します。また、連携という事で「旭川版 育ちと学びの応援ファイル すくらむ」に関し、まだ広くは知られていませんが、全ての旭川の子供に採用しても良いとも思っており、「すくらむ」の活用に関しては一般には特別支援を受けるには乳児期・小学校・中学校・高等学校・大学そして就労先と、どのような状態でどのような支援を受けたか、継続して本人がファイルを持つ事で一貫した支援が受けられる大変有意義なものです。教育委員会のホームページにも大きく取扱い小学校でも本格的に取り組むことで連携先の幼稚園・保育園の取組みも変わってきて子供達の成長を見つめる点でも有効と思っております。  
元々「すくらむ」は上川教育局が取組み上川地区での普及に務めておりましたが、今年度より旭川版の採用になっております。  
特に旭川版と銘打つ必要があったのか、そして今年度より採用しようとした経緯をお伺いします。

#### 【教育委員会からの回答】

私のほうから幼保小の連携について回答いたします。  
平成20年改定の幼稚園教育要領・保育所保育指針・小学校学級指導要領におきまして、幼稚園・保育所と小学校が互いに子供どうしの交流や職員の意見交換、また研修の機会を設ける等、積極的な連携を図る事とする新たな規定が盛り込まれたところでございます。本市と致しましても、幼保小の連携交流会の内容の充実に勤めていくところでございまして、また新入学児童に関する引継ぎにおきましても、文部科学省の保育所児童保育要領の小学校への対する通知に基づきまして、保育所児童保育要領写しを活用し、円滑な接続が行われるよう各小学校へ通知を行うよう図っているところで御座います。  
ご指摘がありました、旧様式をしている学校があるということでございますが、新様式を活用するよう改善を求めて参りたいと思っております。御座います。  
引継の原則と致しまして、様式の写しで行うことを指導徹底しておりますが、先ほどご指摘の通り、「小1プロブレム」の対応でございますとか  
学校生活への適応が難しい児童への、決め細かな指導体制を整備するという観点からは、子供の実態や各小学校の実情に応じて、幼稚園や保育所へ直接訪問をしたり、特別に対処が必要な幼児に対しましては、指導経過のわかる補強の提出をお願いしたりする等、具体的な連携に務めるよう要請をしているところでございます。  
教育委員会と致しましては、今後も当職員の意見交換や研修の継続に努めるとともに、

個別活動を通して、子供同士の交流の機会を設けられるよう各小学校に働きかけて参りたいとそうように思います。

#### 《質問者》

小学校では新学習指導要領が今年度から実施されまして、時間的にすごく大変だと言う事を聞いております。

その中でも、幼保小の連携につきましては今まで通りやって頂けると言う事でとても嬉しく思っておりますので今後とも宜しくお願いします。

あと、「すくらむ」に関しましては、先生方の研修ということでこれから内容的に充実されると思うのですが今後、具体的にどんな研修を進めていくのか、という事と、今現在活用している件数などが分かれば教えて頂きたいと思います。

#### 【教育委員会からの回答】

「すくらむ」につきましてご質問が有りましたのでご説明致します。

「すくらむ」の研修につきましては既に私共の設置して御座います旭川市特別支援教育センターこちらの方でそういった研修メニューを設まして、「すくらむ」の活用について、既に研修しているところで御座いますが、これをもう少し幅を広げてですね、幼稚園先生ですとか保育所の保育士さん方にも、受講してもらえよう形で充実して行きたいというふうに考えてございます。

学校での活用実績でございますけれども基本的に「すくらむ」自体が、学校が強制して使って頂くというものではございませんので、あくまでも保護者の方が扱うということが前提でございますので、保護者の申し出を受けまして各学校の方で様式を提供しているというようなことで全体件数については把握してございません。

#### 《質問：東部ブロック》

平成22年度の取組みをみますと、まだ71人の待機児童が残されて居る等、施設面におきましても、部屋が手狭であったり、各ブロックから出された、要望の中でも、留守家庭児童会の指導員増員を望む声が多く聞こえてきて、留守家庭児童会の入会対象は第一学年から第三学年までの低学年児童であり、皆が着替えやトイレ等を一人で出来る児童ばかりでなく、手がかかる、切実な問題を抱えている留守家庭児童会あり、今後指導員体制に対するルールはどの様になっているのか？ これからの指導員体制はどうなっていくのか？

指導員の増員は可能か？ また平成23年度現在の待機児童数は何人残っているのか？ 平成23年度市制方針の主要施策にありました。安心して子育て出来る環境作りの中、定員に余裕のある留守家庭児童会での夏・冬休み期間中の受入れ拡大と希望者への昼食提供の取組みについても合わせお伺いしたいと思っております。

#### 【子育て支援部からの回答】

皆様には日頃から本市の児童福祉行政にご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございます。この場をお借り致しまして、厚く御礼申し上げたいと思っております。

特に留守家庭児童会につきましては、それぞれの小学校の校長先生をはじめ関係者の皆様

の大変なご協力のもとに運営されております事に感謝を申し上げたいと思います。

それではご要望がありました指導員指導員体制を中心にご回答申し上げたいと思います。

本市と致しましては子育て支援や児童の安全確保の観点から留守家庭児童会の充実というものは大変重要な事だと考えております。

少子化が進む中で生徒数が年々減少の傾向御座いますけれども留守家庭児童会の入会希望者が年々増加しております。

このため第二留守家庭児童会の開設等により待機児童の解消を務めてきたところではございますけれども合わせて児童の育成環境に充実につきましても例えば老朽化して施設の改修で有りますとか、設備の補修等行ってきております。

留守家庭児童会の現状で御座いますけれども、平成23年5月1日現在ですが対象校41校、設置個所数にいたしましては49か所定員が1985人で有りまして入会児童数と致しましては1941人となっております。

先ほどお話に中で平成23年度5月1日現在で待機児童数は93となっております。

次に留守家庭児童会の指導体制でございますけれども

留守家庭児童会の設置、校長先生および教頭先生を主事・主事補・指導員におきましては入会児童数に応じて49名までは、2名、50名を超える場合は3名体制を基本としておりますけれども児童会の活動内容あるいは個々の状況に応じた指導体制をとっているところでございます。

例えば平成22年度から長期休業期間における日中の野外活動に時間帯につきまして指導員を加配することによりまして指導体制の充実を図って参りました。

また特別支援を要する児童が入会する児童会におきましては状況に応じて指導員を加配しております。

特別支援を要する児童の入会数は増加傾向にありますので指導員の配置数のみならず研修などにおきましても充実が必要だといところでございます。

お話の中に留守家庭児童会の受入れ数と昼食提供で有りますけれども比較的余裕のある留守家庭児童会につきまして市内ではだいたい定員の70%を超えない今田在4・5校有ると思っておりますけれども。

今年は4校におきましては受入れ拡大、それから給食提供を始めて押します。

冬の休業期間につきましてもまたそれを実施してまいりたいと思っておりますし、人数に応じて拡大して行ければと思っております。

留守家庭児童会の為に遊び場や生活の場を提供致しまして

児童の健全な育成を図ると共に保護者の方々が安心して働ける環境作りの為に留守家庭児童会の充実に務めて参りたいと考えております。

#### 《質問者》

小規模校において留守家庭児童会の新設を望む声がありまして、

もし留守家庭児童会が駄目で有れば児童教育施設とかNPO法人を活用した事業等

望む声が有るのですがそれについては如何でしょうか？

**【子育て支援部からの回答】**

只今のお話は小規模校の留守家庭児童会の新設の立地の在り方についてご提言を含んだお話かなと思います。

ご存知の通り今未配置校と呼ばれる郊外の小規模校を中心に有りまして14校ございましていずれにしても小規模校に対して私たちを含めて問題意識を持っておりますので、例えば1つの留守家庭児童会に対してルールというのがありまして国公補助とも関係するのですが、10人以上いないとなかなか国公補助を受ける条件が整わないのがひとつ大きなネックになっています。

そうはいつでも子供さん親御さんの事もありますので今小規模校に対してどの様なたぶん地理上の事もありますので地域の皆様と懇談した事がありますけれども地域事情に応じてどんな事をすれば実現できるか早急にそういった方向性を見出したいと思っております。

**《質問：新永ブロック》**

新永ブロックからは去年に引き続き「給食費問題」お聞きしたいと思えます。

「払えないのではなく、払わない家庭」もあると聞いています。

旭川市では学校給食費の滞納に対する手段として、各家庭に「誓約書」を提出するように協力を求めています。

ですが、依然として滞納が多く、またその集金・徴収は学校の先生に任せているという状況です。

私も1人の息子を持つ親として、この問題は是非、教育委員会・学校の先生方、そしてなにより全保護者で真剣に向き合って行きたいと考えております。

現在この問題に対する対処法として「子ども手当からの天引き」「集金業務の委託」等です、滞納を続ける保護者に対しては、少し厳しいですが、他の家庭に対する未納過程を公表する等。このような方法を行うなど出来ないでしょうか？

私達PTAとしても教育委員会に丸投げするような事は致しません。

是非、協力をしたいという事も含め、この問題に対する対応をお聞かせ下さい。

**【教育委員会からの回答】**

学校給食費の未納問題につきましては、各市とも対応に苦慮しておりまして、本市も例外ではございません。

昨年までの対策にあたりましては、保護者から給食費納入に関わる「誓約書」に関わる電話、文書及び面談による納入の依頼など、学校における粘り強い取り組みから平成22年度の給食費の集納率は99.52%を超える結果となっております。

また昨年6月になりますけれども、学校給食費の滞納を解消する事を目的に学校長・教頭・給食担当教諭・PTAの代表者それに学校教育部長の9名で構成する学校給食費の滞納対策本部を制定致しました。

そこで検討を進めながら滞納対策の取扱いの1部を見直しました。

具体的には、「誓約書」の名称を「確約書」に変更するとともに、その徴収対象を小学校新1年生及び転入生の保護者とし、徴収も一度とし、小学校卒業時には、中学校へ引き継ぐ事と致しました。

また未納給食費の債権処理につきまして、在学中に債権放棄となる不能決算処理を行わず卒業後2年を目途に債権管理をする事と致しました。

更には給食費の滞納が学校で対応しきれないと判断した場合は、教育委員会が報告を受けて滞納整理にあたる事としたところでございます。

その結果として、6月から11月までの期間限定では有りますが緊急雇用創出推進事業の一つとして教育委員会学校保健課に臨時職員を2名配置し、給食室の備品調査と合わせまして給食費滞納整理の事業にも務めているところで御座います。

今後ともこれまでの取組みの検証と合わせてご指摘にある「子ども手当からの天引き」等も視野に入れながらより効果的な対策を講じるべく検討を継続して行かなければならない事と言うまでもございません。

今のところ決め手となる手法等については至っていないところでございますが学校と教育委員会が協力して未納状態にある各家庭の事情を踏まえつつも給食費を支払う事の重要性を理解して頂けるよう引き続き給食費未納の解消に務めているところでございます。

**《質問者》**

「誓約書」が「確約書」になるとおっしゃられていましたがどこまでの効力があるのでしょうか？

**【教育委員会からの回答】**

今この法的な意味での「確約書」「誓約書」の部分は法的には無いと思えますけれども「誓約書」「確約書」の部分で「確約書」を出しやすくするという意味合いの中で「誓約書」が「確約書」に変更させて頂きました。

**《質問者》**

他の地域での話を聞いたんですけど他の地域では未納の多い人に対しては裁判を起こしていると聞いた事が有るのですがそういう事をするのは可能なのでしょうか？

**【教育委員会からの回答】**

他の市町村の中でやっているという話を聞いた事がございますけれども、今私が知るところでは道内の中ではあまり聞いた事がないかなと思います。

失礼しました道内でも事例があると、只、給食費の未納について道内の11市の状況を見ますと11市の中で旭川市が集納率が2番目に高いという結果が出ております。

1番高いのが函館市99.68%になりますけれども旭川市がそれに次いで99.52%と道内の主要都市の中では集納率としては高い状況にあるかと思っております。

**《質問者》**

集納率の高い背景には旭川市の生活保護の比率が高くて元々免除されている部分がどう反映しているのがちょっと気になるのとそれと以前有る地域の保護者から聞いた話ですが

未納の家庭が多くて給食そのものが学校単位なので全体の予算が少ない中でおかず、ご飯が少なくされてですね子供がおなかを空かして帰ってきていると実態があると聞いた事が有るのですが本当にあるのか把握しているのかお聞きしたいと思います。

**【教育委員会からの回答】**

今ご指摘のありました。生活保護その他の就学援助というものがございます。就学援助の方もかなり比率が高いところも学校見解もやはり全体の収入額は約13億になりますけどそのうちの未納率が0.4%と率から見ますと非常に少ない額になっていると思います。

各学校の1人1人のおかずが減ったとかという影響は大きいとは考えてございません。

**《質問者》**

おかずが減らされたという実態については把握されてますでしょうか？

**【教育委員会からの回答】**

基本的には各学校毎に収入と支出のバランスを良くとお願いしておりますけれど特に減らされたという報告は教育委員会には参ってないと認識しております。

**《質問：北ブロック》**

本日は、学習内容、授業時数増加に伴う子供達への身体的・精神的負担について質問させていただきます。

小学校において今年度から、また、中学校においては来年度から新学習指導要領が完全実施されます。各学校においては、完全学校5日制のもと、「特色ある教育」を展開し、子供達の基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び考える力等の「生きる力」を育む事が強く求められています。

散るわけ、基礎知識社会の中であって、学習内容の増加とそれに伴う授業指数の増加によって小学校においては1年生は基本的には5時間授業、2年生になると6時間授業の日が有り入学したばかりの子供達にとって負担が大きくなっているように考えます。また6時間授業が終わり下校すると15時30分頃とあり、夏期間はまだまだ冬期間になると日が静物が早くなり、下校時の安全確保や子供達が外で遊ぶ時間が少なくなっているのが現状です。

そこで、平日の子供達の負担を減らし、安全な下校や、下校後の屋外で遊ぶ時間を増やす等の方策として、1日の増加した授業時数分を土曜日に移行して授業を行う事が出来ないのでしょうか。土曜日授業は全国8都府県で教員の公務もしくは研修扱いとして実施がなされているようですし、特に東京都ではそのような取組みが積極的になされていると伺っております。しかし、土曜日に授業する事が逆に子供達の負担増になってしまう可能性も否定できません。議論するところではありますが、私共と致しましても土曜日課を取り入れる事は十分に理解できる場所でもあります。

旭川市教育委員会から示されている「旭川市確かな学力育成プラン」からも本市における教育の充実に向けて積極的な取組みがなされていることも存じておりますが、今後、平

日の授業時数の軽減をもとに、旭川市教育委員会としての平日の授業時数の軽減やそれに伴う土曜日や長期休業を子供達のためにどの様に活用されるのかお聞かせ下さい。

### 【教育委員会からの回答】

土曜授業の実施についてでございますがこれまで以上に過密な週時程をよぎなくされる児童生徒及び教員の負担が増大することや教育相談や学校行事などの準備、児童会・生徒会活動の為の時間の確保様々な事が困難になる事を懸念して土曜授業を実施している小中学校が全国的に増加しているのが現実でございます。

まず始めに例示として出されておりました東京都の実態についてですが共通理解をさせて頂きたいと思っております。

東京都では、上限は月に2回というそういう上限を元に土曜授業を実施しております。

学期に1回程度の学校というのが全小中学校の平均で65%・月に1回の実施21%・月に1ないし2回の実施が11%・未実施が3%という状況でございます。

この実施状況を踏まえて東京都教育委員会では、次の様な通知を出したところでございます。

本市においても実施状況によっては同様の通知を出さなければならない状況も発生する可能性としては有るのかなと考えているところでございます。

東京都教育委員会での実施にあたっての留意事項3点をご紹介しますと。

1点目が土曜における授業は全ての学校で一律に実施するものではなく、必要とする学校の自主的な判断によって実施する事。

2点目が土曜における授業を実施する場合には、学校・家庭・地域との連携を図り、視点を明確にして保護者や地域の理解を得られる様にする事。

3点目は実施にあたっては学校週5日制の主旨を踏まえつつ保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から実施する事。

この3つが強調されてございます。

本市におきましてもそれぞれの学校の実情に応じて既に土曜参観・日曜参観というようなかたちで休日・週休日における授業等は実施されている状況でございます。

今後、各学校の実施状況によりましては先ほども申しましたが

教育委員会から留意点を各学校に通知をしなければならない事も発生する可能性としては有るものと思っております。

週休日に授業を実施するにあたっては、例えば教職員の服務にかかわることも発生して参ります。

そういった観点からは北海道学校職員の勤務時間・休暇等に関する条例など関係法令の解釈整備を進めなければならないものと認識しているところでございます。

次に、長期休業期間中の何日かを授業日として活用する事につきましては、

本市が定めている学校管理規則上は夏期・冬期共休業日期間を25日以内と定めていますので、休業中を活用した授業実施につきましては各学校のご判断で実施が出来る状況には



ございます。

只、学校間の違いが発生するとその事が今度はそれぞれの学校へのご意見としてまた寄せられる事になるのかなというふうにも思います。

現在は全ての児童生徒を対象としたものではございませんが本市の多くの学校において長期休業期間中を活用した補充学習に取り組んでいる状況でございますし、長期休業期間中の平日は教職員の勤務日で有ります事から服務にかかわる事は少ないものと考えてございます。

一方で先ほどのご質問の中でもご指摘がございましたように学習の主体者であります児童生徒の立場から考えてみますと土曜授業におきまして長期休業期間中の授業におきまして子供達にとっては授業日の増加になりますので身体的・精神的負担過重にならないようにする事ですか学校週5日制の主旨を逸脱しないこと等に配慮しながら実施あいななければならないものと考えてございます。

尚ご紹介させて頂きたい事が1点御座いまして、放課後の活動時間を確保という事も先ほどの質問の中でもご盛り込まれていましたが、実は本市の小学校では午前中に工夫を頂いて5時間授業を入れて給食を食べて午後から1時間授業で放課後の活動を十分に確保するというようなそういう変則的な日課を週時程の中に入れて放課後の活動時間を確保している小学校もございますのでそれぞれ学校間で交流を頂く中でどの様な形が可能なのかと言う事を工夫頂けると有りがたいと考えてございます。

教育委員会と致しましては来年度平成24年度が小中学校での新しい学校指導要領の全面実施の年でございますので必要な年間授業時数の確保に向け各学校の状況を十分把握しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### 《質問者》

先ほど、東京都のお話で全ての学校ではないと自主的な判断で行われていると言う部分お聞きしたんですが、学校間の教育で平等な教育という部分でこういった問題が出てくるのかなと、もしくは東京都と北海道そういった都市間といいますか教育の差が出ないのかと言うのが1点と、あと土曜参観・日曜参観の話が出たかと思いますが月曜日が代休になると総合的な授業時数としてどうなのかなと言う部分お聞かせ願います。

#### 【教育委員会からの回答】

先ず参観日についてでございますが今までは1時間参観授業を行ってそれから懇談に入るという形が主だったと思いますが授業時数の確保という観点からは今後についてはこれらの事も検討されるべき事柄ではないかと考えてございます。

それから学校間の違いが発生する事で御座いますがいずれにしても土曜日に授業をやった分については直近の1週間の中で解消しなさいという先ほどの北海道の教職員の服務規律の中で述べられている事でございましてそれがとれない場合にはそれが無理な場合には前4週と後ろ8週の中で工夫して下さいと規定になってございます。

そういう形になってくると教職員の服務に関わっては休日に休暇を与える事も可能でござ

います。

子供には回復処置が当たらないという事になりますので子供の負担増にならないような処置が必要でございます。

### 《質問：中央ブロック》

平成23年度教育方針の第3にも掲げています、「安全・安心で快適な教育環境の整備」について質問したいと思います。

中央ブロックに限らず、全市的に多く要望されている問題として学校周辺・通学路の安全確保についてですが、各単Pでも地域の皆様との連家を図りさまざまな取組みを実施しています。また、豊かな心を育てる連絡協議会の開催等で関係機関との連携も図れていますが、予算的な問題で単Pでは解決できない問題が有ります。

次に箇条書きで書かれていますが具体的な例を掲げて行きます。

- ・街路樹の伐採・剪定について老木となり倒れそうな危険性のある樹木の伐採ですとか、風によって折れてしまった枝の剪定等、市に問合せると予算が無いのでそちらでやって下さいと言われると聞いております。

- ・冬季通学路の除排雪におきましては大雪等の影響で排雪作業が追い付かず交差点付近に雪山が出来てしまっって見通しが悪くなり危険な状態がある。

- ・街灯の増設、LED化につきましても、

各町内会単位で年度をおいまして長期的にLED化を進めていると聞いております。

しかしながら私達のブロックで申しますと、東校周りの樹木の周りですとかとても暗く、小学校の児童には余り影響が無いと思いますが、中学生の部活の帰りなどとても暗く安全確保に不安を感じております。

- ・自転車事故防止に向けた標識の設置等につきましては、私達のブロックにおきましては買物公園等の自転車の乗り入れが出来ない事等、余り知らない方も多く他のブロックから来られた方が通っている時に接触事故を起こしたりしているときいております。

- ・スクールゾーンの増設というところでは、スクールゾーンが無い事もさることながら標識も無く、車等が減速もせずに普通に通っていてとても児童達に危険が及んでいるときいております。

多岐渡って各部署も違うとは思いますが、市へ要望しても予算が無く出来ないのが現実です。

毎年出ている小さな問題だけではなく、大きな事故につながる前に何としても改善して頂きたいと思っております。

先ほど校舎・体育館の耐震化についてはお聞き致しましたけれども先の震災を教訓に致しまして、旭川市としては災害にあう危険性は少ないとは思いますが、万が一起こった場合に避難所となるそのような学校、施設等の整備等どの様に考えていらっしゃるのかまた各部署に対して教育委員会としてどの様に働きかけて頂けるのか具体的にお聞きしたいと思っております。

### 【教育委員会からの回答】

学校周辺の通学路の安全確保について先にお答えをさせていただきます。

教育委員会と致しましても、子供達の安全の為、通学路周辺の安全確保につきまして最大限配慮しなければならない事と認識しているところで御座います。

教育委員会における通学路の安全確保については、市の防犯対策として実施しております自転車教室等各種交通安全教室の開催により、児童生徒に交通ルールの徹底を図ると共に交通安全施設の各学校からの要望を集約したうえで警察をはじめとする関係機関、道路管理者もしくは町内会等にですね要望等行ってきております。

信号機や横断歩道の交通安全施設等は要望先の関係機関において、現地調査による現況把握等、設置検討通して実現するもので御座いますけれども、児童生徒の交通安全及び通学路の安全確保の為、今後とも町内会等関係部局と連携を図ると共に警察署、それぞれの関係各機関と教育委員会として粘り強く働きかけて行きたいと考えて御座います。

続きまして防災対策としましての施設整備についてでございますが先ほどの教育長の御挨拶の中でも耐震化について若干触れさせていただきましたが、先ず耐震補強につきましては、震度6強で倒壊の恐れが高いという事でISGという数字が御座いましてISG0.3未満の学校につきましては、後、2校という事で成和小学校と緑が丘小学校が残って御座います。現在、10校の屋体の耐震補強の最中で御座います。

続きまして来年度の実施設計の予算確保に向けて、改築につきまして現在末広小学校について実施設計を進めておりますが、改築をしなければならない学校は8校リストアップしてございますが、

順次実施設計をして行きたいと考えて御座います。先ほどのISG0.3以上の学校につきましてでございますが、校舎や暖房設備につきましても相当な老朽化が進んでおりまして、今後の耐震補強につきましては、その内部改修も含めまして、大規模改修を老朽度に応じて順次取組んで行きたいと言う風に考えてございますので御理解頂きたいと思っております。

### 《質問者》

教育委員会として働きかけて頂いているのは納得させて頂いております。只、それぞれのスクールゾーンがどれ位不足していて、どの様な計画で具体的なものや第三者が見ても分かる様な資料等有るのでしょうか？

### 【教育委員会からの回答】

はい、スクールゾーンについてお尋ねかと思えます。

現在、スクールゾーンにつきましては旭川市小学校55校全部スクールゾーンが指定されていると聞いております。

只、この担当課としましてのスクールゾーンの標識の設置につきましては、市の市民生活部の交通防犯対策担当という事で、詳しくは承知して御座いませんけれども、従来、閉校になった豊里小学校・神居小学校ですとか、そこからスクールゾーンの標識を移設して、新たに作るという事をしてしていると限られた予算でございますけれども、そういった努力も

市のほうでやっているという事も理解を頂きたいと思います。

#### 《質問：西ブロック》

「特別支援員の増員及び適正な配置について」というテーマで質問させていただきます。  
私は今まで1・2年生にこのような子供達が多いと思っておりましたが、最近、3・4年生でも増えつつあると実感しております。  
それは、クラス替えをした事により先生が変わった事による当人の成長における環境が変わった為に、起こってしまうのかなと思います。  
このように現在の学級の人数で努力しても、担任の先生1人では、先日、地域の皆さんと話し合う事がありました。  
私はその中で、お父さんにも参観日に年に1度位はどんなに忙しくても足を運んで欲しいと言う事を挙げました。  
それはなぜかと言うとそのクラスの授業を見る事によって、どんな事が実際に行われ、子供達がどんな感じで授業を受けているのかやはり実態を見ないと分からないと思います。  
旭川市民にとっても大切な子供達が安心して個性豊かな学校生活を送る為に、支援員の方を十分適正に十分配置していただきたい。

#### 【教育委員会からの回答】

特別支援員および補助指導員にお尋ねでございますけれども、毎年私共のほうでは、補助指導員の増員を図りながらですね、今年につきましては、総数で57名を各小中学校の通常学級及び特別支援学級それから普通級指導教室等に配置をしております。  
只、個々につきましては、各学校の校長先生も私共のところにいらして頂きまして、学校の実情を訴えられて、是非とも配置して頂きたいと声を随分ときいております。  
学校・全体で希望しているのが148名、今年の補助指導員につきましては57名でございますので、  
全ての要望に対応できるというようにはなっていないのが正直なところです。  
私共としましてはその57名をいかに本当に真に必要なところに配置するのか出来るのか一番頭の痛いところで有りまして、毎年年度初めに各学校の方に実態調査をお願いしています。  
個々の支援を必要とするお子さんの困難度しれに対する支援の必要度合いそういったものを全てを総合的に把握したうえで、やはり優先順位をつけながら緊急的に配置しなければならない等、選りながら配置している程度でございます。必要に応じましては、実態がどうなっているのか、私共の担当者が学校を訪れまして、中身を見させて頂いているケースも中にはございます。  
全てについて足を運んで全て把握出来るかと言いますと全てまでそこまで行けないので私共訪問致しましても1時間とか2時間の中でお子さんの状況がどこまで把握できるのか色々難しい問題もございます。  
私共致しましては基本的には補助指導員の数を増やすという事が第一前提だと思ってござ

いまして、来年度に向けましてもこの人数を増やす事に全力を挙げて行きたいと考えてございます。

それでは御承知の通り旭川市の財政が非常に厳しい状況にございまして、いきなり全て148名を配置出来るかと言う事言いますと難しい状況でございますので、少しでも増やしながら対応出来る様にして行く考えでございます。

**《質問者》**

時期的に、4月からというのはどうなのでしょう？可能でしょうか？

**【教育委員会からの回答】**

時期的に配置につきましては、特別支援学級及び普通級指導教室につきましては4月に間に合う形で配置しているのですが、通常学級への配置となりすと、新1年生が入学してそのお子さんがどの様な状況なのか一定程度観測してからでないとなかなか本当の困難度は見えてきませんのでそれを踏まえたうえで5月ないし6月に配置するという実態になってございます。

**《質問者》**

確かに新年度に変わった時には、クラス替えしたりするということではそういった点においては遅れるかなと思いますが、

3年から4年に上がる時には、ほとんどの学校でクラス替えしないでそのまま上がるのかなと思いますが、3年生のうちから把握できるかなと思います。

それから、現場に足を運ばれていると言いましたが、確かに時間も人も少ないでしょうけれども、やはり、複数で行く事も必要だと思います。1人が見るだけではなく、1人で行く事も必要だと思いますし、

それから、体制的にという事は良く分かります。

要望に関しても、やはりなかなか要望に添えない事も分かっておりますが、今、子供にとっては現在が大事ですのでそこはやはり、財政も当然なんですけど子供にとっては今が大事だという事も考えてくれたら嬉しく思います。

**《質問：中央ブロック》**

私は今東光に住んで居まして、東光図書館をたまに利用させて頂いております。中央図書館もごく稀に行く事もあります。蔵書は結構有ると思います。それにサービスが色々ありますし、それと、催しも行って、とても感謝しております。

その中のサービスの一つに「団体貸出」があり、学校で利用されている方も多いと思いますが学校もしくは学年、学級で利用されている方も多いと思いますが返却が中央図書館のみになっております。皆さん旭川を移動してお気づきだと思いますが、

町の中央まで往復すると結構な時間がかかります。

只でさえ先生方や他の方も忙しい中で時間を取られています。

そのような状況ですのでせめて貸出返却を地区図書館で出来る様にして頂けると非常に助かるかなと思っております。

「団体貸出」というのは、対象は「旭川市で活動するグループまたは職場等の団体に5人以上」となっています。これを全てに広げてしまうと図書館の仕事量が激増してしまうので学校や公的機関に限って等縛り等つければ現実的に可能ではないかと考えていますが

#### 【中央図書館からの回答】

図書館のサービスの一つでございます。「団体貸出」についてでございますけれども、取扱いにつきまして概要を申しますと、150冊以内で期間が2カ月間、貸出は中央図書館のみとなっておりますが、実は返却は中央図書館と地区図書館も利用できることとなっております。

平成22年度につきましては、この「団体貸出」の利用数ですけれども全部で1655件、貸出冊数は23589冊となっております。只、「団体貸出」の名前、登録名なんですけれども、どこどこ学校何々というような統一された名前では無いものですから実際にきちんと把握してませんがおよそ今申し上げました実績の約半分以上が学校関係だとこちらではとらえております。

先ほどご要望にも在りました様に学級で利用される学年で利用される様々な形で利用されてございます。

貸出が中央図書館のみとなっている理由につきましては、大体先ほど申しました様に年間2万3・4千冊になってございまして大体中央図書館が貸出できる冊数が50万冊ほどございます。

地区図書館となりますと7～10万冊という程度になっております。

ある程度150冊以内となっておりますので非常に幅がありますが、ある程度纏まった冊数が貸し出される為、状況で現在対応出来るのが中央図書館だけというような状況となっております。

只、先ほどにもお話にありました様に、やはりそういう学校もございまして、今後、「団体貸出」をもっと利用しやすくする為の検討事項とさせて頂きたいとおもいます。

また、地区図書館でも返却出来る事になっておりますけれども、ちゃんと知れ渡っていなかったときちんと皆さんに周知徹底していなかったという事で実は、「団体貸出」の利用案内には貸し出した際にお渡しする葉の中には記載がされているのですけれどもやはり小さく書かれているもので

皆さん御存じ無かったという事でこれは直ぐに周知徹底をさせて頂きたいと思っております。

大変申し訳ございませんでした。

#### 《質問者》

インターネットの今の回答についてお願いします。

インターネットの案内でも返却は中央図書館となっていたように記憶していますがもしそうなら訂正して頂ければ幸いです。

#### 【中央図書館からの回答】

地区図書館でも返却出来る様になったのはここ3年前位からの事で在りましてそれまで

は貸出も返却も中央図書館となっておりますのでもしかするとインターネットのホームページが間違っているかも知れませんが早速点検させて頂きたいと思っております。

## 全体を通しまして

### 《質問者》

先ほどの西部ブロックの質問の特別支援要員の増員についての関連でございます。教育委員会のほうで学校を訪れて実態を把握しているという事でそれに基づいて予算もありながらも努力して配置しているとそれが毎年行われているかと言う事でございました。具体的に把握をしているという事ですから本年度の場合は何校訪れて調査されたということでしょうか？

私が1番危惧している事は机上の中で予算が無いから人が配置出来ない施設が作れないという事で片づけてしまって良いのかという事を強く思っております。

当然の如くお金がかかる事ですから市の予算の中で行わなければいけない事は十分承知しておりますがその中で実態をどの様に把握して本当に緊急かつ具体的な対策も必要だと言う課題も見えてくる事だとそうした中で先ほど把握をしているという事ですからどの程度学校を回られて150校余りの学校の中で掴んでおられてそれが何月位に予算編成になって来年度に活かされて行くのかそういった点も是非お聞かせ願いたい以上です。

### 【教育委員会からの回答】

特別支援員および補助指導員についてですが先ず私共予算の確保ですけれども例年先ほども申しました様に学校から148名の要望が上がってきて実際に57名しか対応出来ない状況でございますので

これにつきましては少しでもそれに近づけるように毎年5人程度の増員を予算要求はしております。

それを受けてどういう風な優先順位を付けてやっているのか勿論、全てについて回るわけには行かないのでそれについては各学校さんのお子さんの状況等について調査票を作って頂いてそれを元に整理しておりますがそれだけでは十分把握出来ない部分は何件かございます。

そういったものにつきましては私共の方でもう少し学校の方に詳しくお伺いすると共に場合によってはお伺いして状況を詳しく見せて頂き教えて下さいという事で昨年は2校の学校に行って話を伺っておりますし、またこれとは別に私共の方で特別支援員センターを持ってございますので

その相談員の方がいらっしやいまして学校の求めに応じまして巡回相談という事でそれぞれの学校を回らせていただいております。

その中で幾つかの事例につきましては私共のほうで把握させて頂いておりますのでそういったものも含めて加味しながら学校への配置というものを優先順位を決めて確定しているという状況でございます。

### 《質問者》

小学校市内に55校あるかと思いますが、回りきれないというのは大変業務多忙で頑張っ  
てらっしゃると思いますが1日にですね3～4校位回れば10日～2週間位で回れてしまう  
わけですが

そういった中で私は1番危惧しているのは現場で奮闘されている教職員の奮闘だったり  
その中で夏の暑いときに子供達が支援員が少ないばかりにプールにも行けなかったり  
冬のスキー授業にも支障が出たりそういう事象なんかも出てくるかと思います。

そういった現場で足を運ぶ中で具体的な先生方の声ですとか子供達の状況何かを把握して  
頂きたいと強い願いなんです。

ですからこの場でお約束して頂こうとは思っていません。ですが私の要望としては少しで  
も多く小学校を回って頂いて現状の把握に努めて頂きたいとその願いの1点です。

以上です。